

京都市告示第200号

景観法92条第1項の規定により次の法人を景観整備機構として指定しましたので、同条第2項の規定に基づき当該景観整備機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

平成17年5月9日

京都市長 榎本 頼兼

1 景観整備機構の名称

財団法人京都市景観・まちづくりセンター

2 景観整備機構の住所及び事務所の所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

京都市景観・まちづくりセンター内

(都市計画局都市景観部景観企画課)